

発 言 者	議 事
議 長 議 長 議 長 山 崎 議 員 議 長 政 策 推 進 課 長	〔 6 月 1 7 日 〕 皆さんおはようございます。（ 1 0 : 0 0 ） ただいまの出席議員数は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き会議を開きます。直ちに審議に入ります。 それでは 7 款商工費について、質疑ありませんか。ページ数は 1 9 ページです。 2 番 山崎議員 1 9 ページの重点道の駅の整備事業費の関係で実施設計委託料という形で 3 , 3 0 5 万 4 千円ですか、こういうような形で示されているわけですが、この委託料の積算根拠というのはどのような形でこういう大きな金額になるのでしょうか。私どもは、昨日町長から説明を受けてようやく大まかな形と言いますか、それは承知することはできましたけれども、まだまだどうだという決まったわけではありませんので、これが実施設計というものの根拠なるものはどのような根拠で積算されたのでしょうか。それを説明願います。 政策推進課長 実施設計の等と入っておりますけども、この中に地質調査も含まれておりますが、大きく建物の概算工事費に対しての実施設計委託料ということで内訳といたしましてはですね、建築本体工事が概算で 2 億 3 , 0 0 0 万円、それから機械設備工事で 3 , 4 0 0 万円、それから電気設備で 4 , 7 0 0 万円、トータルで 3 億 1 , 0 0 0 万円ほどの実施設計料という内訳でございます。概算工事費の 3 億 1 , 8 0 0 万円に対しての実施設計料でございます。

議 議 山 崎 議 員	長 長 員 山崎議員、よろしいでしょうか。 2 番 山崎議員 そうするとこの実施設計料というのは、実際にその事業費の単純に 1 割くらい、本来ならば設計が出来上がって、事業費がいくらになりますよってそういうような形からの積算されてくるものなんでしょうか。この設計というのは。例えば、どういうものをつくるよ、それに対してどういう事業費かかりますよと、そういうもの全部積算されてこの数字出て来るもんなんでしょう。例えば、まださ、道の駅そのものの方式がまだ決まっていけないわけでしょ。決定されていないわけですから。昨日初めてこういうものどうでしょうかというもので。だけでも実際的には農水省には 1 5 日付で予算付けが許可おりましたよって、そういうお話ありましたけど、そうなるときちとした形で設計が出来上がっているんだろと思うんですね。そのもとで設計料というのは算出されるものではないんでしょうか。
議 町	長 長 町長 山崎議員の質問ですが、今おおよそ坪当たりなんぼ、あるいは平米当たりの価格設定が今全体の建物の目算の中でなんぼ平米のものがでていると。なんぼ平米のものができる、基準単価を掛けた場合には今トータル的には 3 億 1 , 8 0 0 万円くらいになると。これに対してのこの設計料というのは、大体 0 . 9 パーセント、標準として。それと同時に今特殊構造が一部入るということで、そういうことも含めて今こういう設計額になったわけではありますが、これは今設計屋さんの中で自らが積算して設計料というものはじき出しながら入札で額が決まると。一応うちはこれだけの額は持っていますけども、今度は入札によって設計屋さんの方がいくら落ちるのかこれ

	は分かりません。そういうふうな見立てとしてこの平米当たりの計算をした 0.9 パーセントが設計料、こういうことになります。ただ、これに先ほど言いましたように地耐力調査だとか、こういうものも含まれていますから若干上がるだろうとは思いますが、我々の方では設計としてはこれだけでやると、こういう考え方。
議 長	10 番 佐々木議員
佐々木 議員	19 ページの工事費、さわやかトイレに関してであります。これはオーケーでしょ。
議 長	はい、それはオーケーです。
佐々木 議員	昨日説明受けて資料見ますとさわやかトイレ解体後は、これ芝を植栽してそういった環境豊かな状況になるのでしょうか。
議 長	町長
町 長	今外観図見て非常にきれいな建物の周りの環境になるというふうな見方してますが、なるべくそういうふうにしたいと思います。ただ、最終的には植栽だとかそういうものは、外構の方での発注が別になります。ですからそういうスタイルがいいのか、あるいはいろいろな職種の違う珍しい樹種がいいのか、いろいろそういうような外観の検討をしていかなければならない状態になります。ただ、いずれにしても、ああいう緑の中での自然環境の中にこの建物を活かすというふうな考え方が重要であろうと、このように思っています。
議 長	ほかに 7 款商工費について質疑ありませんか。
議 長	2 番 山崎議員、これで 3 回目です。
山 崎 議員	道の駅の整備事業でありますから昨日町長から説明ありましたように現在の道の駅の裏側の森

議 町	林もやっぱし利用するというのが構想。だから私はある意味ではこの新しい道の駅は裏側が森林のあの資源も全部一括した中での整備計画だというような形で考えてみたらどうかと思ったりもするんですが町長、そういうふうな意向はなかったですか。 町長 今山崎議員言われる通りです。道の駅整備という全体構想の中には後ろの山も全てレク森も含めた全体エリアの構想をつくっていかなきゃならない。そういう中で今昨日お願いした民有地が若干入っている、これをぜひ取得するとレク森とびったんこになります、地番もつながりますから。当然あそこに来る人は今のこの道の駅ができて右側に水環境があります。水環境があって階段があって、上には展望台もあってその続いているのがレク森ですから。今度民間の土地を通らないでまっすぐレク森と直結できる。したがって、このレク森の整備計画についても今後、この道の駅整備と同時にレク森の整備というものを考慮していかなきゃいけない。そういうふうな考え方であります。ですから厚沢部の道の駅はあの建物のあるあの1部分だけじゃなくて、全体裏山も含めたあのエリアがうちの道の駅であると、こういうふうな考え方であります。よって、今後のレク森の整備というものはいろんな方向で整備を進めていきたい、こういうふうに思います。
議 議 議 議	長 7 款商工費について、質疑ありませんか。（発言する声無し） 長 それでは次に 8 款土木費について質疑ありませんか。ページ数は 2 0 ページです。 長 土木費について、質疑ありませんか。（発言する声無し） 長 それでは次に 9 款消防費について、質疑ありませんか。ページ数は 2 1 ページです。（発言す

議	長	る声無し)
議	長	それでは次に１０款教育費について、質疑ありませんか。ページ数は２２ページから２３ページまでです。
議	長	１０款教育費について、質疑ありませんか。（発言する声無し）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。
議	長	討論ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１号 令和３年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第７ 議案第２号 令和３年度厚沢部町介護保険事業別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長	長	議案第２号の令和３年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の内容について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。４ページから５ページまでです。（ありませんの

		声あり)
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(ありませんの声あり)
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第2号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第2号 令和3年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第8 議案第3号 令和3年度厚沢部町国民健康保険病院事業別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	病院事務長
病 院 事 務 長	長	議案第3号の令和3年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第1号)の内容について、御説明いたします。(議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	収入、支出全般について質疑ありませんか。ページ数は6ページです。
議	長	9番 高田議員
高 田 議 員	員	説明で書いてあるんでどういうものなのかなと。ベッドサイドモニター等購入費と、「等」っていうのもあるんで具体的な内容の説明をお願いします。

議 病 院 事 務 長	長	病院事務長 ベッドサイトモニター等でございます。ベッドサイドモニターにつきましては、どういうものかと申しますと病床で患者さんのバイタルサイン、心拍であったり、脈拍、血圧、体温、心電図、血中酸素、そういったものを測定・記録して何か異常があった場合にアラーム音で警告する、そういう装置でございます。こちらを3台、それからシャワーストレッチャー、これは特別浴室、シャワーの際にそのままその場でそこに寝せたまま使えるストレッチャーであります。背もたれを上下できる、傾斜をつけられる機能も付いてございますので、35度くらいまでの傾斜をつけて楽な姿勢でシャワーを使っていただくということでございます。そういったものを、こちらを1台、それからパルスオキシメーター、これは指先でしたり、耳たぶにつけて脈拍だったり、酸素飽和度という血中酸素の量を量る医療機器でございまして、こちらを3台、以上をこの度この国の補助金ございましたのでこちらで整備させていただきたいということでございます。以上です。
議	長	他に質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第3号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第3号 令和3年度厚沢部町国民健康保険病院事業特

議	長	別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 9 議案第 4 号 厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
住 民 税 務 課 長	長	住民税務課長
	長	議案第 4 号の厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 4 号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号 厚沢部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 0 議案第 5 号 厚沢部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第５号の厚沢部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第５号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第５号 厚沢部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１１ 議案第６号 厚沢部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課主幹
住民税務課主幹		議案第６号の厚沢部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 6 号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号 厚沢部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 2 議案第 7 号 厚沢部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	長	議案第 7 号の厚沢部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。

議	長	議案第 7 号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号 厚沢部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 13 議案第 8 号 厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長	長	議案第 8 号の厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 8 号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号 厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可

議	長	決されました。
議	長	日程第 1 4 議案第 9 号 厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
住 民 税 務 課 長	長	住民税務課長
	長	議案第 9 号の厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 9 号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号 厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 5 承認第 1 号 町有地の処分についての専決処分の承認を求めることについて、議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。

議	長	総務財政課長
総務財政課長		承認第1号の町有地の処分についての専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	承認第1号 討論を省略して、原案どおり決したいと思います。
議	長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって承認第1号 町有地の処分についての専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第16 承認第2号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	住民税務課主幹
住民税務課主幹		承認第2号の厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	承認第2号 討論を省略して、原案どおり決したいと思います。

議	長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって承認第２号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１７ 報告第１号 厚沢部町一般会計繰越明許費の繰越について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	報告第１号の厚沢部町一般会計繰越明許費の繰越について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	報告第１号、厚沢部町一般会計繰越明許費の繰越について、報告済みとします。
議	長	日程第１８ 発議第１号 厚沢部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、議題とします。
議	長	おはかりします。本規則の一部改正につきましては、さきの議員全体会及び議会運営委員会で協議されておりますので、説明及び質疑、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。

議	長	したがって発議第 1 号 厚沢部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 9 意見書案第 1 号から日程第 2 1 意見書案第 3 号までの 3 件を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	おはかりします。意見書案第 1 号から意見書案第 3 号については、議会運営委員会で協議し、提出することに決定しております。したがって、あらかじめ配布しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、意見書案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書、意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書の 3 件について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 2 2 閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。
議	長	おはかりします。総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長か

議	ら申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。 長 日程第２３ 議員の派遣について、お諮りします。会議規則第１２０条の規定によって、お手元に配布のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長 異議なしと認めます。したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。
議 議	長 以上で、本定例会に提出された案件の審議、全部終了しました。 長 会議規則第７条の規定により、これをもって、会議を閉じたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 議	長 異議なしと認めます。 長 令和３年第２回厚沢部町議会定例会閉会します。御苦劳様でした。（１１：０１）

上記の会議録は、厚沢部町議会事務局長 森理生、総務係 吉田友耶の2名によって記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

議			長
署	名	議	員
署	名	議	員